

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」におけるDV関連項目

施策の方向	具体的な施策	具体的な施策(内容説明)	担当課
I-3-6.女性に対する暴力根絶のための環境づくり	17 女性に対する暴力を許さない意識を浸透させるための広報、啓発の推進	暴力の実態を把握するとともに、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりのために、様々な機会を通じて広報、啓発を進めます。	・人権政策課
	18 女性に対する暴力を許さない意識を浸透させるための学習機会の提供	「女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、許せない行為である」という認識を高めます。	・人権政策課
	19 犯罪防止のための地域環境の整備	公園や道路、街灯などの整備や地域ぐるみで犯罪防止の取組みを進めます。	・自治推進課
	20 相談窓口の周知徹底	男女共同参画スペース、子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」、大阪府女性相談センター、大阪府労働相談、大阪府すこやか教育相談、大阪府警ウーマンライン、ストーカー110番などの相談窓口の周知を図ります。	・人権政策課 ・子ども家庭課
I-3-7.女性に対する暴力への対策の推進	21 DV被害者の保護と自立に向けた支援のしくみづくり	大阪府女性相談センターと連携のもと、被害者(外国人女性の被害者も含む)が自立できるまでの支援のしくみづくりを行います。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定します。	・人権政策課
	22 相談窓口の充実	相談、刑事手続き、心身のケアなどにおいて、被害者が二次被害にあうことなく安心して相談できる相談窓口を充実します。	・人権政策課 ・子ども家庭課
	23 関係機関とのネットワークの構築	適切な支援が迅速に行えるよう、大阪府女性相談センター、ドーンセンター、警察、関係各課、市民活動団体など関係機関との連携を強化します。	・人権政策課 ・生活福祉課 ・子ども家庭課 ・市民課 等
	24 若い世代へのデートDV予防対策の推進	新たな被害者・加害者を生み出さないよう、高校生を中心とした若い世代に対する予防的な取組みを推進します。	・人権政策課 ・青少年課
	25 加害防止のための取組みの検討	暴力の不当性・犯罪性を認識し、暴力をふるわないで問題を解決する方法を身につけられるよう、関係機関と連携して教育指導法などを研究します。	・人権政策課